

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の 氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場 所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
49	富山県	地方創生型とやま地域総合福祉特区	富山県全域	<p>複数の福祉サービスを担うことのできる人材の育成や、一体的な施設整備の支援</p>	<p>少子高齢化が一層進展しており、地域社会の維持・発展に不可欠な福祉サービスの提供を担う人材の確保が急務となっている中で、限られた資源を効率的かつ有効に活用し、保育や介護など子どもからお年寄りまでの福祉ニーズに応えることのできるサービスを総合的に提供できるようになり、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる“共生社会の実現”が図られる。</p>	<p>保育士有資格者が、同じ社会福祉系の国家資格である介護福祉士の資格を取得する場合でも、単に高校卒業者と等しく、実務経験3年以上で介護福祉士試験を受験できるにすぎないことから、介護人材への流入を妨げている。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第13条第2項、第41条第3項</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条</p>	<p>保育士資格を有する者が1年以上の介護の実務経験を経た場合には、介護福祉士試験の受験資格を付与</p> <p>保育士資格を有する者が介護福祉士試験を受験する場合には、共通する科目(人間と社会の領域)など、特例として一定の試験科目を免除</p>	
				<p>① 保育士資格を有する者が、1年以上の介護の実務を経た場合には、介護福祉士試験を受験できるようにするとともに、受験にあたっては、特例として一定の試験科目を免除し、介護福祉士資格の取得を促進する。</p>	<p>限られた福祉人材を流動的・効率的に活用し、保育現場から介護人材の流入を促進</p>				
				<p>② 介護福祉士資格を有する者が、保育士試験を受験する場合には、特例として一定の試験科目を免除するとともに、保育士養成施設に修業する場合の修業年限を1年以上に緩和し、保育士資格の取得を促進する。</p>	<p>限られた福祉人材を流動的・効率的に活用し、介護現場から保育人材の流入を促進</p>	<p>国の児童福祉法施行規則で定められている試験科目については、同施行規則に基づく、厚生労働省告示及び局長通知「保育士試験の実施について」の中で幼稚園教諭免許保有者などが一定の条件を満たす場合には、全部又は一部の試験科目を免除できる規定が設けられているが、介護福祉士は免除の対象となっていないことから、保育人材への流入を妨げている。</p> <p>指定保育士養成施設の修業年限は、昼間部又は昼夜開講制をとる場合については2年以上、夜間部、昼間定時制部又は通信教育部については3年以上とされており、保育人材への流入を妨げている。</p>	<p>児童福祉法施行規則第6条の10、第6条の11</p> <p>児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成26年厚生労働省告示第172号)</p> <p>保育士試験の実施について(平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p> <p>指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>介護福祉士資格を有する者が保育士試験を受験する場合には、共通する科目(社会福祉)など、特例として一定の試験科目を免除</p> <p>介護福祉士資格を有する者が保育士養成施設で修業する場合には、特例として修業年限を2年→1年以上に緩和(夜間部については3年→2年に緩和)</p>	

